○中部地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿字山根七六番一から同町成川字川原畑五四二番七まで　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十五日

○近畿地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
香芝市下田東三丁目一二三三番六から同市瓦口二一一番一まで	前	六・四〇～一五・八〇メートル	〇・二三五キロメートル
	後	一〇・二〇～二二・四〇メートル	〇・二三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百六十五号　香芝市下田東三丁目一二三三番六から同市瓦口二一一番一まで　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十五日

○近畿地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十五日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第千三百二十八号大阪都市計画緑地事業第四号大泉緑地

三　事業施行期間　自昭和四十五年八月二十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山県久米郡美咲町打穴中字岩尾下谷川北一〇四六番一から津山市福田字久保通り一〇〇番二まで	前	九・〇〇～四八・〇〇メートル	二・七二六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B	九・〇〇～四八・〇〇メートル	二・七二六キロメートル	
		A	九・〇〇～九六・五〇メートル	二・一七一キロメートル	
津山市福田字久保通り一〇〇番二から同市高尾字左馬床四九四番一まで	前	B	八・八〇～九・五〇メートル	二七・八〇キロメートル	六・二四五
		A	八・八〇～九・五〇メートル	二七・八〇キロメートル	一・八二一
	後	B・C	一七・五〇～二二・八〇メートル	〇・五〇キロメートル	六・二四五
		A	一七・五〇～二二・八〇メートル	〇・五〇キロメートル	四・二〇九

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○九州地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百号　北九州市八幡西区養福寺町三二一番一〇から同市八幡西区大字引野字名前原三〇〇番二まで　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十五日

○北海道開発局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日　北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡初山別村字初山別一〇一番一地先から同村字初山別二二番二まで	前	二三・七九～五七・七七メートル	〇・一四八キロメートル
	後	一三・五〇～三九・七〇メートル	〇・一四八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部